

平成23年第3回七戸町議会定例会
会議録（第2号）

平成23年9月6日（火） 午前10時00分 開議

○議事日程

日程第1 一般質問

質問者 三上正二君 他4名

「質問事項及び順序（別紙）」

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

質問者 三上正二君 他4名

「質問事項及び順序（別紙）」

○出席議員（16名）

議長	16番	白石	洋	君	副議長	15番	天間	清太郎	君
	1番	呷	清	悦	君	2番	岡村	茂雄	君
	3番	附田	俊	仁	君	4番	佐々木	寿夫	君
	5番	瀬川	左	一	君	6番	盛田	恵津子	君
	7番	田嶋	弘	一	君	8番	田嶋	輝雄	君
	9番	三上	正	二	君	10番	松本	祐一	君
	11番	二ツ森	圭	吉	君	12番	工藤	耕一	君
	13番	田島	政	義	君	14番	中村	正彦	君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又	勉	君	副町長	大平	均	君
総務課長	似鳥	和彦	君	支所長 (兼支所庶務課長)	米内山	敬司	君
企画財政課長	天間	勤	君	税務課長	花松	了覚	君
町民課長	澤田	康曜	君	社会生活課長	森田	耕一	君
健康福祉課長	田中	順一	君	会計課長	楠	章	君
農林課長	神山	俊男	君	新幹線建設対策課長	天間	一二	君
建設課長	米田	春彦	君	商工観光課長	瀬川	勇一	君
上下水道課長	鳥谷部	宏	君	城南児童館長	向中野	良一	君

教育委員会委員長	中村公一君	教育長	倉本貢君
学務課長	附田繁志君	生涯学習課長	渡部喜代志君
スポーツ振興課長	小原信明君	中央公民館長	二ツ森政人君
南公民館長 (兼中央図書館長)	山谷栄作君	農業委員会会長	佐藤午之助君
農業委員会事務局長	木村正光君	代表監査委員	野田幸子君
監査委員事務局長	佐野尚君	選挙管理委員会委員長	松下喜一君
選挙管理委員会事務局長	澤田康曜君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	佐野尚君	事務局次長	築田政光君
------	------	-------	-------

○会議を傍聴した者（18名）

○会議の経過

一般質問通告一覧表

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
1	田嶋 輝雄 君	入札のあり方について	条件付一般競争入札について伺いたい。
		町補助金のあり方について	交付団体の指導について伺いたい。
2	疍 清悦 君	1. 救命医療の充実について	1. 救急車到着時間と病院搬送時間を短くするための取り組みと、七戸病院の管外搬送増加の原因と改善策について伺いたい。 2. コンサルタントが示した七戸病院が目指すべき将来像と改革プランについて伺いたい。 3. 高齢者が安全で快適に暮らせるシルバーハウジングの建設計画について伺いたい。
		2. 農協への支援について	広域合併により資本強化した農協との役割分担と支援方法をどう考えているか伺いたい。
		3. 雇用対策について	求職者・移住希望者・地元就職を希望する学卒者への就労・就職支援について伺いたい。
		2. 農協への支援について	広域合併により資本強化した農協との役割分担と支援方法をどう考えているか伺いたい。
		3. 雇用対策について	求職者・移住希望者・地元就職を希望する学卒者への就労・就職支援について伺いたい。
		4. 児童福祉の充実について	天間林老人福祉センターを児童館としても併用することができるかどうか伺いたい。
3	佐々木寿夫 君	1. 七戸町雇用創造協議会について	1. 七戸町雇用創造協議会の事業の成果を伺いたい。 2. この事業を来年度以降どうするか伺いたい。 3. 雇用創出事業のこれからの見通しはどう

		2. 七戸町におけるエネルギー・環境関連の取り組み	<p>か伺いたい。</p> <p>1. 町の再生可能エネルギーは風力、水力、太陽光、バイオマスなどあるが、可能性はどうか伺いたい。</p> <p>2. 町では何を重点に取り組み、その成果は何か。また、電気自動車や太陽光発電の見通しはどうか伺いたい。</p> <p>3. これからの取り組みで重点は何か。町づくりの中にどのように位置づけるのか伺いたい。</p>
4	附田 俊仁 君	1. 発達障害に対する取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> ・町の取り組みの現状について伺いたい。 (健康福祉課・社会生活課・学務課・生涯学習課) ・組み立てた体制の確立について伺いたい。
5	瀬川 左一 君	1. 一等三角点および鶴児平基線の近代化遺産登録申請について	<p>当町内、荒熊内（新幹線の駅前）と鍛冶林（作田地区）の一等三角点と、それを結んだ本州最北端である（明治32年敷設）。これを文化庁の登録文化財（近代化遺産）として貴重な遺産を保護し、また観光資源として利用するつもりはないか伺いたい。</p>

○議長（白石 洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがって、平成23年第3回七戸町議会定例会は成立をいたしました。

○諸般の報告

○議長（白石 洋君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○開議宣告

○議長（白石 洋君） これより、9月1日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 一般質問

○議長（白石 洋君） 日程第1 一般質問を行います。

質問は、通告順に行います。

通告第1号、9番三上正二君、発言を許します。

○9番（三上正二君） おはようございます。台風の影響で流れるかと思った秋祭りも本当に運が良くて3日間、本当に皆さん御苦労さまでした。

今回の一般質問について、2点質問したいと思います。

1点目については、入札のあり方、それから2点目は、町補助金のあり方についてです。

まず、入札について。皆さん御存じだと思いますけれども、この入札の中には、一般競争入札と指名競争入札であります。過去においては、当町もそうだったでしょうけれども、今現在もよその町村では、七戸の町は変わったかもしれませんが、指名競争入札と一般競争入札とあります。指名競争入札というのは、もちろん町当局でこの業者がいいのではないかという形で指名されるのですけれども、その弊害がありまして、どこの町村とは言いませんけれども、ある町村においてはその町長側につくというのですか、そういう形で自分が指名をもらいたいために、そういうこともありますので、そういう形がありましたので、我が町では条件付指名競争入札ということにしようということで、今現在はそういうふうに行っているのです。

ただ、たまたまこの私一般質問を通告した時点では、条例そのものは変わったのかなと思ったら、そうではなくて、まだその時点で指名競争入札と一般競争入札の二つとおりがありますと、実際には運用そのものは一般競争入札になられたようだけれども、そこで、もし変わっているとすれば、いつに変わったのか、また、それから、これからまたどこでどういうふうに変えられるのか、そのまたまたもとに戻ることがあるのか、その辺について伺いたいと思います。

次に、町の補助金のあり方についてですけれども、町の補助団体等々は、私の調べた中では132団体あります。金額においては、約6億円弱の要するに、補助金というのは公金ですので、そういう方に使われています。補助金というのは、皆さんいろいろなスポーツ関係から観光団体、学校等、それから防犯指導隊とか交通指導隊、いろいろなそういう団体ありますけれども、それはその形の中で、それから地域のコミュニティとか、そういういろいろな団体に使われているのですけれども、それはそれとしていいと思うのですよ。ただ、ただその使われ方ですね、6億幾らの公金ありながら、その使われ方が本当に趣旨にのっとっているのか、その辺は監査委員の監査もあるのでしょうかけれども、百三十何団体、それ以外にこの団体ではなくて、その都度の例えば災害とか、そういうあたりのその都度に交付されている件数を入れると、半端ではない数になると思います。

これすべてが監査委員とか、議会からも監査委員が出てますけれども、その形すべてを監査するというのはなかなか難しいと思うのですよ。となると、当然としてこのその担当、いろいろな農林課もあるでしょうけれども、そういういろいろな担当課の職員の人たちが、そのいい指導というのですか、それについてやらなければならないと。それにしても、それもやっぱりこの事業そのものが結果だけを見て、通帳とかそういう結果だけを見てやられているのが、この普通だと思うのですよ。ただ問題なのは、せっかく出している補助金、いろいろな補助団体に出している補助金も本当にその公金である補助金を、本当に理解して、そういう適正に使われているのかどうか、もし、これ後でもよろしいですけれども、この使われていないとするなら、そういう形をどういうふうにして形にするのかも、その点もこの2点について伺いたいと思います。

壇上からの質問とします。

○議長（白石 洋君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） おはようございます。ただいまの三上議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の入札のあり方についてであります。

現在、当町では、公共工事の発注に当たって、工事の内容、工事の設計額等を勘案し、町の等級名簿掲載業者の中から、指名審査会でその妥当性を審査し、その指名競争入札を行ってまいりました。

それを9月より、工事にかかる入札につきまして、指名競争入札から条件付一般競争入札に、入札方法を改めることといたしました。

これは、今現在、国及び地方公共団体の入札方法が、指名競争入札から一般競争入札へ移行しつつあること、そして、6月28日の閣議によって、平成23年度中小企業者に関する国等の契約方針が決定をされ、この中で、中小企業者の特性を踏まえた変更があったということであります。

具体的に3点明記されておまして、一つは、同一資格等級区分内のもによる競争の確保であります。これは中小企業者の受注機会の増大ということが示されております。こ

ういう方向での傾向が一つ。

次に、中小企業者の適切な評価ということであります。いわゆる適切な地域要件の設定に努めることということが示されております。

それから、中小建設業者に対する配慮ということであります。これは地域の建設業者、あるいは専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより、円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離分割して発注を行うように努めるということが示されております。

以上を勘案して、町では、9月からの工事について、条件付一般競争入札を行うものであります。

これまでも、工事等の指名競争入札の契約については適正な契約に努めてまいりましたが、条件付一般競争入札に移行することにより、より一層公正・競争の促進、そして透明性の向上につながり、よりよいものを適正な価格で入札されるものと考えております。

次に2点目、町補助金のあり方についてであります。

町補助金には、各種団体が活動を行うための資金援助的補助金のほか債務負担補助金、負担金的補助金などがあり、いずれも地方自治法第232条の2の規定に基づいて、公益上必要があると認められる事業に対して支出しております。

平成23年度予算においては、約120件、5億円ほどの交付を見込んでおり、交付団体の諸活動は、行政サービスを補完し、町民生活を活性化させるなど、町の施策を展開する上で重要な役割を担っております。

議員御質問の交付団体の指導につきましては、七戸町補助金等の交付に関する規則により、当該団体を所管する部署において交付申請書や実績報告書の検査、現地確認等を実施するとともに、毎年度、町監査委員が財政援助団体に対する監査を実施し、補助対象経費の適正支出の審査指導を行っております。

補助金は、いわゆる公金でありますので、当該団体の規則はもとより、町条例等を遵守し、事業を遂行する必要がある、条例等に反して事業が執行された場合は行政指導をしてまいる所存であります。ということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（白石 洋君） 9番議員、よろしいですか。

9番。

○9番（三上正二君） まず、1点目の一般競争入札ですが、9月からやったと、この中において、今までこの運用規定というのですか、そういう文言の形の中で指名というのは残るのですか、残らないのですか。もし、残っているならば、多分残ってないと思うのですけれども、これからまた、それが復活することがあり得るのでしょうか、それが1点。

それから、2番目の補助金のあり方についてですけれども、確かに監査委員の方々が監査してののでしょうかけれども、すべて監査できるわけではないですよ。では、そのままやその監査するに当たっても、事業が適正か結果が適正か、それから書類的な通帳とか、そういう書類の部分があると思うのです。私の言っているのは、必要でやるのはこれ

補助金はいいのですけれども、ただそのせっかくこの町当局でも、今町長の答弁にありましたように、本当にこの町のそういうためにやると、ここのはいいのですけれども、ただ使う側がそういう認識がない場合、例えば工事の場合では、一つの例を言うならば、一つの工事がありました。その補助金が入りました。では、工事はちゃんとできました。それまではいいのですよ。だけれども、では、その受注するときに普通であれば金額等によるのでしょうかけれども、普通、行政の例えばこの町とかそういうところにおいては、必ず何社以上という形の中で、1社の随契というのものもあるでしょうけれども、そういうことはないはずなのです。でも、そういうものというのは見れませんでしょう。要するに実際の運用に当たってのそのやっている現場なり、その補助金を受けた人たちが、これは別に工事の場合でなくてもいろいろな形があると思うのですよ。ただ、そういうふうにした場合、監査委員としても全部は見れないし、では、担当課の職員のその担当の人たちも、全部そこまでというのは、これもなかなか難しいと思うのですよ。とするならば、では、それをどういうふうにした形の中で、それを趣旨が徹底され守られるような形にするか、その辺のことに尽きると思うのです。その辺については監査委員なり町の調査の担当課でも、それを答弁があれば助かります。お願いします。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長（小又 勉君） それでは、お答えいたします。

第1点目でありますけれども、いわゆる指名競争入札、これの復活があるのかということでもありますけれども、今、もう時代の流れを見据えて、しかも国のそういう方向を受けて今行っておりますので、これはもう戻るということはないと思います。

それから2点目の、どうやってこれを、いわゆる補助金を受領団体の検査なり、調査をするのかということですが、120からの団体がありまして、町あるいはまた、監査委員の方々にあっても、すべて細部わたって現場も含めての調査というのは、これはある程度不可能な部分があると思います。したがって、抽出の検査というのをしております。

それから、それぞれ町にあっては各課、持っている諸団体については努めて具体的なその把握ということで、これからそういった方向で進めていきたいと思っております。

それから、もう一つが、受領した団体にあっても、恐らくその人にあってはそこそこの、いわゆる使うための財務規則なり何らかのルールに添ったその使い方をしてはいると思いますが、その辺で町の条例等にちょっとそぐわない点というのがあれば、当然聞き取りをして、しかるべき使途というの、これしなければならぬというふうにして、今のそういう御意見を踏まえて、これからの運用と適正な、あるいはまたその使い方ということで努力して努めていきたいというふうに思います。

○議長（白石 洋君） 9番議員、よろしいですか。

企画財政課長。

○企画財政課長（天間 勤君） 先ほどの答弁の中でちょっと町長が1点、答弁漏れがありましたので回答したいと思います。

要領の中で、指名という文言が残るのかという質問ですけれども、それは残りませんので。

○議長（白石 洋君） 9番議員、よろしいですか。

9番議員の再々質問を許します。

○9番（三上正二君） 1番目の質問の入札のあり方については、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、2番目のことなですけれども、努力するはいいのですけれども、なかなかこれは徹底するの難しいとは思いますが。でも、もし仮に恐らく監査委員おられますけれども、全部毎年これを見るといったって、これ容易なことではないし、それから担当課にしても、例えば農林課あたり幾つあるのかな、30か40ぐらいあるのかな、それぐらいの補助団体持ってますので、そのいくら担当者が分けたとしても、なかなかこれ難しいと思うのですよ。とすれば、あとはその補助金受けてる側がやっぱりそれを認識して、また、その点は行政指導と言いましたけれども、では、もし仮にそういうことが、過去のことはどうのこうのというのではなくて、これから過去にさかのぼって、警察ではあるまいし調査するわけにはいきませんが、ただ、これからもしそういうことがありましたならば、どういうペナルティーというのですか、罰則というのは、そういうのはあるのでしょうか、これ監査委員のほうがいいと思うのですけれども、考え方あたりありましたら。町長だそうですね、お願いします。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長（小又 勉君） 公金の補助金の目的外の使用ということになれば、これ当然返還を求めるということになります。そのほか、ですから、受けた側のこれはある程度のいわゆる適正な使い方の、そういう使い道にこれ期待をしたいのですけれども、その辺でやっぱり状況を調査して、ある程度の指導なり、あるいはまた明らかな違反といことになれば、これは返還というのをこれは求めていくということになります。

○議長（白石 洋君） これをもって、三上正二君の質問を終わります。

次に、通告第2号、1番所清悦君、発言を許します。

○1番（所 清悦君） 皆さん、おはようございます。

七戸秋祭りは天候にも恵まれ、大いに盛り上がりましたが、台風12号の猛威によって和歌山県や奈良県では甚大な被害が発生してるようです。家族を失った大きくの方々に心からお悔やみを申し上げます。大災害が続く年となりましたが、自然の力にはどうにもならないことが多いですが、町民の生命、財産を守るためにも、災害に強い町にするための方策も考えていかなければならないと思いました。

今回は、命にかかわる事柄として、救急救命医療体制について考えてみたいと思います。七戸町長期総合計画の基本計画の3、心豊かに安心して暮らせる町づくりの1、保健・医療の充実で記載されている、公立七戸病院の機能充実を支援しますに関する質問と、3、対象者別福祉の充実で記載されている、だれもが安全に健康に暮らせる福祉社会を

現するため、活動や交流の拠点となる施設の整備を進め、地域社会と協力して支援体制を整備しますに関して、高齢者を対象とするシルバーハウジングと、児童を対象とする児童館についての質問を行います。

また、同基本計画の7、町民が参加する活力あふれる町づくり（地域住民参加と行財政改革の推進）の2、行財政改革の推進には、町民生活の安全と安心を確保するため、住民との協力により官民の新しい役割分担を実現しますと記載されています。

今回は、広域合併し資本強化した農協との役割分担についての質問と、町の経済や財政にも影響する雇用対策についての質問も行います。

9月9日は救急の日です。救急救命医療の充実度は、七戸町民の生命に大きくかわることでもあるので、それについて、年々充実させていく必要があると思っています。チェーンオブサバイバルと呼ばれている救命の連鎖、早い通報、早い応急手当、早い救急処置、早い医療処置の一つでも欠けたら命を助けることはできません。カーラーの救命曲線では、心臓停止後約3分、呼吸停止後約10分、多量出血後約30分で50%の死亡率になることが示されています。居合わせた人が救急車が到着するまでの間に、CPR、心肺蘇生やAED、自動対外式除細動器の救命処置を行った場合、しなかった場合に比べ救命率は2倍以上に高まります。

岐阜県関市では、市内すべての中学校1年生約900人に対して、CPR、AED、学習教材を配布し、授業を使用した後に教材を持ち帰り、家族や友人に学んだ内容を教えることを夏休みの宿題として与えるというプロジェクトが、平成20年度からスタートしています。

七戸町民の救命率を高めるためには、救命講習の充実とAED設置の促進が必要だと思います。そこで質問ですが、これらについての現在の町の取り組み状況と、今後の取り組みについて伺いたいです。

また、救急車が現場に早く到着することが救命率向上には欠かせません。中部上北広域事業組合消防本部の記録を見ると、天間林消防署があった平成4年度は、10分を超えた割合がわずか8%でしたが、その後は年々悪化し、平成22年度では24%にもなっています。また、救命率向上には早い医療処置が必要です。救急車が傷病者を早く病院に搬送することが求められますが、平成4年度は、通報から30分以上かかった割合がわずか16%だったのに対し、これも年々悪化し、平成22年度65%にもなっています。平均搬送時間で比較すると、平成4年度は20.5分でしたが、平成22年度は36.6分と、約16分も遅くなっています。平均搬送時間が30分を超えた平成16年度から、病院に着く前に死亡した件数も2倍程度にふえています。救命率向上には早い医療処置が不可欠ですが、管内の病院で治療できず管外の病院に搬送する事態になれば、救命率は低下します。七戸病院の受入率は、平成4年度は81.6%でしたが、平成22年度は50.6%にまで低下しています。逆に、管外公立病院への搬送が、平成4年度は15.6%でしたが、平成22年度は41.8%とふえています。

七戸町は青森市と八戸市の間位置し、ドクターヘリが約15分で到着する距離にあります。早期に治療を開始し、救命率を高める方法として、今後も定住者や交流人口がふえると見込まれる新幹線駅周辺にヘリポートを整備することも、効果的な改善策だと思えます。

そこで質問ですが、町長は、救急車の到着時間と病院搬送時間が長くなった原因は何であると考えているのか、そして、それらを改善するために、今後どのような取り組み、あるいは支援を行っていくのか教えてください。

救命医療の充実の2番目の質問についてですが、社団法人全国自治体病院協議会が策定した公立七戸病院経営診断報告書を見ると、平成12年度以降赤字決算が続いている七戸病院の弱みについて、医師不足のほかに経営責任の不在を挙げ、一部事務組合立病院にありがちな典型的なものであり、開設者、組合事務局、病院幹部、それぞれの経営にかかわる役割がはっきりしておらず、病院存続に関するほどの極めて深刻な問題であると指摘しています。

そして、病院幹部、それぞれのリーダーシップ及び職員のモチベーションの欠如である。病院幹部は医師不足を理由に、経営改善に手をこまねいており、病院のあり方や適切なデータによる経営状況の周知などがなされておらず、その認識は危機意識まで至っていない。また、同様に職員においても、業者から接遇の指摘をされるなど業務改善に対する意識も少ないと自治体病院の破綻の根底にある役所的体質も指摘しています。

患者の接遇については、時代錯誤も甚だしいとも述べており、改革プランの収支計画が議論もせず、事務手続のみで勝手に変更していた点や、経営管理資料の不備については、国保の統計もしかり、自院の患者の疾病の傾向すら把握していないとまで指摘されています。そこで、救急で搬送された傷病者についての記録や、その際の病院、医師や看護師の対応や処置の記録はどのよう残しているのか伺いたい。

そして、経営診断報告書には、現状のような経営責任の不在状態が続けば、今後も赤字決算が続き、早晚当病院の不要論も出てくることは必至であるとまで記載されていますが、七戸病院の将来像と今後どう改革を進めることになっているのか伺いたい。

9月19日は敬老の日でもあることから、高齢者に関する質問も一つします。

ひとり暮らしと老夫婦のみで暮らしている65歳以上の高齢者は、七戸町に約2,000人いるそうですが、高齢者は加齢に伴う生活習慣病、脳梗塞や心臓病などの不安が高いと思われまます。救命の連鎖の最初の早い通報も、ひとり暮らしでは格段に難しくなります。災害時の安否確認や安全確保も、保護する人数がふえるほど困難になります。高齢者には冬場の除雪作業は重労働であり、けがをする危険性も高く、悪徳商法にもねらわれやすいです。高齢者の世話をする管理人がいるシルバーハウジングであれば、食生活の面においても健康に配慮した料理の食事の提供を受けやすくなるので、自炊での食事よりも安心できると思えます。

高齢者が安全に快適に暮らせるシルバーハウジングについては、長期総合計画で建設計

面を検討することになっています。救命の観点から考えると立地は、病院、公共施設、店に近いところがよいと思いますが、シルバーハウジングの建設計画をどのように進めていくのか伺いたい。

次に、農協との役割分担と支援方法について伺います。

一市町村、一農協時代であれば、二人三脚で地域の農業振興に努めることが容易であったし、組合稼業率の高い当地域においては、貯蔵施設、選果機、ライスセンター等の大型施設の導入、肥料や資材の共同購入、農産物の共同選別、共同販売等、ハード、ソフト両面において農業資本を農協に集中させて整備したことは適切な判断であったし、それらが当地域の農家の経営の支えになっていると認識しています。しかし、その農協もグローバル経済の中で生き残るために、より一層の経営効率、競争力強化が求められ、行政区を超えた広域合併が進んで現在に至っています。そういった面において、合併効果が見られる反面、農協が各種事業を進めるに当たり、複数の市町村との協議・調整に時間を要するようになったように思います。それでいて、各市町村の財政状況や施策の優先順位等で関係市町村が一致し、同一歩調で農協を支援するのは難しくなったのではないかと思います。

行政が限られた財源の中で、より効果的な予算配分を行えるようにするためにも、今が農協との役割分担と支援のあり方を見直すときだと思えます。農協が国や県の事業を有効に活用しようと考えた際に、市町村の協力がなければ活用できない場合は、これまでと同じく支援し、町単独で支援するのは町民、特に若年者の雇用に結びつくものや、教育、福祉、観光などの分野で農業の協力を得たほうが効果的だと思われる事業に限定したほうがよいのではないかと思います。

国、県、市町村は借金を抱えながら財政運営をしています。経済活動を行っていて、かつ生産年齢にある町民は税金を使う側ではなく、税金を納める側に回らなくてはなりません。少なくとも町の財政が厳しい現状では、資本を強化し十分な財力のある農協に対しては必要な事業、あるいは効果が見込まれる事業に対しては、みずからの判断と責任で投資することを求めてもよいと思えます。

広域合併し、1年を経過したゆうき青森農協は、平成22年度は1億1,101万9,000円の利益を出し、5,967万2,000円の法人税等を納め、5,134万7,000円の剰余金を残しています。当町と東北町と六ヶ所村からの補助金（事業外収益の雑収入）は1,390万1,000円です。今の税制のもとでは法人が利益を出しても直接市町村の税収となるのはごくわずかです。国からの地方交付税、交付金に依存している七戸町が厳しい財源の中から支出した補助金が、法人税として国へ、事業税として県へ、返されているような状況となっています。

農協が利益を多く発生させないように節税対策を強化し、肥料、堆肥、種子、資材を安く組合に提供していれば、行政の補助金に頼らなくても組合員に利益を還元できたこととなります。ですから、農協組合員の営農経費の補助については、農協が行政に要請せず可能な範囲でみずからの判断で行うように指導するのがよいと思えます。

農業の担い手対策や農産物の放射線測定は、農協こそが考え実施すべきだと思います。広域合併により、それらを容易に行えるだけの資金力は十分に確保できています。幹部がリーダーシップを発揮し、行政に依存せず、みずから考え、実行する農協に育てるためにも役割分担を明確にし、それぞれが自分の役割をしっかりと果たすようにしていくべきだと考えています。農協との役割分担や支援方法を、町長はどのように考えるのか伺いたい。

次に、雇用対策について伺います。

人口減少は、財政の悪化、少子化、産業の衰退等あらゆる分野に影響を及ぼします。特に近い将来子供の親になる若年者が、地元で仕事を見つけることができなくて町外に流出する事態は即少子化に直結するので、若年者に対する就労、就職支援は特に強化が必要だと思います。学卒者に関しては、七戸町出身の高校生、大学生の就職希望者に関する情報を学校と共有し、就労、就職に向けて連携して支援していくのがよいと思います。それにあわせて就職を機に町外に転居してきた人で、仕事があれば七戸町に戻りたいという人や、震災や放射能漏れ事故によって親族を頼り、七戸町に移住したいと考えている人に対する支援体制を構築することも有効だと思います。

事業が始まってから3年目となる農水省の農の雇用事業は、農業法人を対象とした事業で正社員として採用した就農希望者に1年間指導することに対して、指導料として上限付9万7,000円で、12カ月支給するという制度で、農業における雇用対策として十分な効果を上げており、私も農の雇用事業を活用して現在5人目となる研修生を指導しています。

今後も農業法人のみを対象とする事業がふえると思われるので、それを活用できる農業法人をふやすためにも、認定農業者の法人化を支援する事業も必要だと思います。また、町が700万円、農協が200万円出資して設立した有限会社みらい天間林も、農の雇用事業を雇用対策と農業の担い手の育成に活用できるように支援するのもよいと思います。

現在、農業従事者の半分以上は65歳以上であり、規模縮小あるいは引退する農家が目に見えて激増すると思います。しかし、新規就農者から見れば、就農に必要な農業資産を買ったり借りたりしやすくなるということであり、その際に農水省の農業経営継承事業を活用するのが両者にとってメリットがあります。

町として、農業法人をふやすことと、後継者のいない農家や新規就農希望者が積極的にそれらの事業を活用できるような取り組みを行うことによって、町のお金を使わずに大きな成果を上げることができると思います。

経済産業省にも似たような事業があつて、他産業でも同じような方法で雇用対策ができればよいと思っていますが、ない場合は、国や県から雇用対策として交付されたお金も活用し、町独自で同様の事業を行うのもよいと思います。そこで、町の求職者・移住希望者・地元就職を希望する学卒者への就労・就職支援について町長の考えを伺いたい。

最後になりますが、児童福祉の充実について伺います。

教育の町七戸において、児童生徒の学力向上を図る上で教育のあり方よりも先に考えな

くてはならないのが、児童福祉であると思っています。教師がどんなに努力して指導しても、学ぶ側の児童生徒がいろいろな悩みや不安を抱えていて、授業に集中できない状況下にあっては、学力の向上は期待できません。また、悩みや不安の段階で解決する機会を失い、いじめ、自殺、虐待、犯罪、殺人などの事件までに発展することがないようにしなければなりません。夏休みや冬休みの長期休暇に、犯罪の加害者や被害者となる中高生がほぼ毎回あるそうです。警察に犯罪として記録される件数はごくわずかでも、それは氷山の一角と認識し、そこまでは至らない犯罪というのはもっとたくさんあると考えなくてはなりません。

七戸町次世代育成支援行動計画では、基本理念として、安心して健やかな子供を産み育てることができる七戸を掲げています。児童生徒も安心して過ごせる七戸町にするためにも、犯罪につながる要因を可能な限り取り除く施策が必要です。児童福祉を充実させるためには、その拠点施設となる児童館を整備する必要があります。七戸町次世代育成支援行動計画のアンケート結果でも、今後利用したいサービスのトップに児童館が上がっており、町民のニーズも高まっていると言えます。現在七戸地区に2カ所ある児童館が、天間林地区にはありません。新たに建設する方法もあると思いますが、既存の施設を使えば財政上の負担も少ないと思います。天間林老人福祉センターは、施設周辺が体育施設に囲まれており、児童の活動拠点としては最高の場所ではないかと思います。仮に児童館として併用できれば、高齢者との交流の機会がふえるのではないかと思います。天間林老人福祉センターを児童館としても、併用することができるかどうか伺いたい。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（白石 洋君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） それでは、町議員の御質問にお答えいたします。

多方面にわたりましてありまして、通告外もあります。それから、中部上北広域事業組合にかかる内容もあります。いわゆる構成町として、今までやれてきたことについてはお答えいたしますけれども、これからの政策的なことについては、この場にはそぐわないということで、その辺は御容赦いただきたいと思います。それから、JA・農協にかかわることの経営にかかわることもありますので、許される範囲で回答したいと思います。

まず、1点目、救命医療の充実についてということで、この中のAEDについては通告がありませんでしたが、せっかくの機会でありますので、簡単に申し上げます。

町が管理するAEDの設置については、平成18年11月から、当初レンタルでスタートをいたしました。議会の一般質問がありまして、それを受けて町が設置を始めた。それから、レンタルのほかに基金を購入、あるいはまた寄贈というのもありまして、そういったもので設置をして、現在13台が設置されております。また、県にあっても県のいわゆる機関です、そういったところにはほとんど設置がされております。未設置の町の施設についても、今後検討を加えて、順次その設置の方向で進めていきたいと思っております。

また、この講習については、当時全職員を対象に操作を主としたAED講習会を中部上北広域事業組合の消防本部の指導ということで、受講をしております、そういった扱いについても、大体職員が知っているということでもあります。

次に、救急車の到着時間と病院の搬送時間が長くなった原因と、その改善についての取り組みということでもあります。

救急車の到着時間と病院搬送時間については、中部上北広域事業組合が、これも管轄する事項ということでもあります。それらの記録を調査、分析した詳しい中身がなければ、確実な形、この場所で余り申し上げることはできませんけれども、消防署からのいろいろな中身についての報告を受けまして、そして、いろいろずっと時系列的にたどってみて申し上げますと、平成5年10月に七戸消防署と天間林消防署、これが合併して中央消防署になりました。そして、現在地での活動ということになります。したがって、これによって、いわゆる二つあったのが一つということで、当然時間的にその出動距離が伸びたというのがあります。あるいは今までより当然近く到達できるというの、またある。当時の合併については、メリット、デメリット、問題点等を十分精査して一つへの統合ということになったろうというふうに思っております。今、これからのについては、こういった状況を踏まえた対応ということで、進めていかなければならないというふうに思っております。

それから、平成3年に、救急救命士法の改正によって、平成14年に救急救命士運用の認定を中部上北広域事業組合の消防本部で受けている。そして、平成17年から救急救命士による救命処置の行為を行っているということでもあります。これ等に連動して、救急車出動時には、搬送先の医師と直接電話のやりとりをして、そして、救命処置行為の確認、それから患者の受け入れが可能かどうか、こういった確認をしてスタートすると。その前は無条件にもうどんどん受け入れていたということもあります。いろいろな要因があっおけている部分もあるということでもあります。

それから、当然、今度は医師が不足してきたということがありまして、あるいはまたいわゆる医療行為にかかわるその訴訟というのもある。少しまずいとすぐ訴えとか、そういったものもあって、なかなかそういう体制で救急の受け入れが無条件で受け入れる状況でなくなったというの、あったということでもあります。したがって、十和田市を初め管外への搬送ということもふえたということで、それも一因ではないかと思っております。

救命率向上のために、議員おっしゃったとおり、早い処置が求められるというのは当然でありますので、今後については、中部上北広域事業組合の事業のこれからの立案に当たって申し入れをし、私もその当事者の1人でありますので、十分その辺を踏まえた対応をとっていきたいと思います。

次に、経営診断書報告の関係であります。通告内容についてはコンサルタントが示した七戸病院が目指すべき将来像、それから改革プランということでもあります。

七戸病院については、平成12年度以降赤字決算が続いて、財政的に非常に苦しい運営

を強いられていると。医師の数についても、平成11年度をピークに年々減少して、規模を縮小したような形での医療体制、これを余儀なくされている状況ということでありませぬ。

こういったことから、これをこれからの脱却を目指して、今後の七戸病院の安定的維持運営のために、昨年度、社団法人全国自治体病院協議会に経営診断を外部委託し、昨年9月に、七戸病院の現状からの経営分析、そして、これからの病院のあり方等を取りまとめた経営診断報告書を当時、私、中部上北広域事業組合管理者として、これを受け取りました。これはかなり踏み込んだ、いわゆる言葉の表現、文書の表現で記述されております。

中部上北2町の中核的病院である七戸病院は、救急医療体制を堅持する観点から、安定的な経営運営は当然のことであり、中部上北広域事業組合内で、この報告書をもとに改善策が検討され、実行されております。

実は、これ私、管理者になって、いわゆる外部の客観的な機関からやっぱり診断を受けたほうがいいということで、これを参加し発注しました。中身についての詳細、今ここから議員がいろいろお話ししましたが、あれば平成20年度、あるいはそれ以前の中身でかなり誇張的な部分もあるのは確かです。ただし、その経営診断書をもとにして病院内の各部所、当然医局もそうです。それから我々と医師を交えたいわゆる検討といいますが、それもあの報告書の中身を見ながら、問題点を洗い出して、そして、その改善方についていろいろ看護師は看護師、あれもういろいろな部所でそれを検討して、改善に取り組んでいる状況ということでありませぬ。したがって、そこから3億円余りの赤字から、1億2,000万円程度まで減る。さらにまた、あの改善が進んでいるというふうにもお願いした。中身については、当時のものであり、今は大分改善が進んでいるというのを御理解いただきたいと、そのように思っていますので、よろしくお願ひしたいと。

次に、高齢者が安全で快適に暮らせるシルバーハウジングの建設計画についてであります。

このシルバーハウジングの建設計画であります、七戸町の長期総合計画の基本計画において、この計画を検討することとしております。シルバーハウジングとは、高齢者向けのバリアフリー設備を備えた光栄住宅ということで、安否の確認や緊急時の対応など、サービスを行う生活援助員の配置が義務づけられていますが、介護施設ではないと。したがって、要介護認定を受けた場合は、訪問介護を受けるか、介護施設への入所というのが必要になります。

当町でも、高齢者が進んでおりまして、これまでの取り組みといたしまして、町営住宅の整備にあつては段差の解消、それから浴室への手すりの設置等といった、いわゆるバリアフリー、ユニバーサルデザイン、これを取り入れて建設をしております。それから、それを見守る体制ですけれども、平成21年度から民生児童委員、それから、町の社会福祉協議会、社会生活課、健康福祉課、これらが共同でひとり暮らしや、あるいはまた高齢者だけのその世帯、こういった者を対象に、災害時1人でも見逃さない運動、こういったも

のを進め、迅速な安否確認ができるような体制づくりをしております。したがって、シルバーハウジングに準じたようなその内容で、今、運営されているということを御理解いただきたい。

ちなみに、さきの大震災の最後、発生後翌日の午前中には、安否の確認というのが完了するなど、そういう早い対応がなされました。これからも今言った4者がさらに連携を深めて、対象となる高齢者の台帳を整備し、ネットワークでつないで情報を共有しながら日ごろの見守り活動並びに災害発生時などの緊急の場合に、漏れなく安否を確認できるシステム、この万全を期していきたいと思っております。

既に取り組んでいる、今言った町営住宅のそういった対策と、それから見守り・安否確認のネットワークで対応しておりますが、御指摘のとおり、これからさらに高齢化の時代が進みます。医療機関や公共施設、あるいはまた買い物ができる場所に近い中心市街地に、こういった居住スペースを設けるのが理想であると思っております。高齢者安心生活ゾーンという名前で、今いろいろ検討をし、それに添ったような中身で、何とかそのモデル的にでもつくっていききたいというふうに思っておりますので、どうぞそういう面での御支援をお願いしたいと思います。

次に、農協への支援についてということであります。

七戸町管内の農協については、御承知のとおり町内に二つの農協、さらには平成22年の広域合併によって、1町村・1農協の時代とは、その枠組みが大きく変わっているのが現状であります。

その中で、七戸町の農業の振興及び農家支援については、一つ一つの事案ごとに、両農協と協議し調整をしながら、その支援の充実に努めております。

具体的には、現在、七戸町のにんにく、長いも、トマト等、特産作物の支援策を。両農協と調整し、町と農協が同率または同額の補助をしております。今後とも、そういった調整をしながら、継続して支援体制をとっていききたいと思っております。

それから、町の支援対策の基本的な考え方ですけれども、新規作物の普及推進にかかるもの、それから病虫害の急激な蔓延防止、特別必要な生産資材や、あるいはまた施設の利用料といった、そういう一部負担の軽減にかかわるものなど、農協の経営自体に対する補助というのは、今までもそうですし、一切もうこれは行っておりません。したがって、今の質問の中で、いろいろ申し上げた中身については、これはもう一度農協のいわゆる総会等で、中身をしっかりと把握して御質問していただけたらと思っております。

ちなみに、数字でも1,390万1,000円の、我が町を含めての行政からの補助があったというお話ですが、これについては雑収入、農協の実は損益計算書で今見ますと、雑収入でありまして、これは農協の系統組織の連合会からの戻しとか、そういったものようであります。それから、取引業者とのいろいろな関連での収入ということでもあります。そして、今年度、町は、一切そういう農協経営にかかわる補助はしておりません。

ちなみに、しているのは、東北町と六ヶ所村、これが長いものスチールコンテナの購入

にかかると一部助成ということで、しているみたいで、これが1,160万円の補助ということになります。これは農協自体は固定資産の取得ということになりますので、いわゆる一般補助という特別利益で計上しなければならないということです。

当町は、2年ほど前にスチールコンテナにかかわる助成は、もう既に完了しております。これもしております。この利用料金の低減のための補助ということで行いました。そして、これらを含めて利益があつて、それにかかわる法人税なりを払っているというお話でしたが、こうなってくると、どこかで戻さないとだめと経理上ですね。これも農協の中身よく精査していただきたいのですけれども、特別損失で、いわゆる固定資産の圧縮損という科目で損失計上をしています。したがって、入るのは入る、出るのは出るということで、これにかかわる税金の発生はないと、そういうふうになっていまして、行政からのお金ももとになって、利益が出て、税を払っているという事実はないということでありま

す。

ちなみに、いかにそのもうけを出さないようにするのか、そういう指導をしたらというお話でありましたが、これはやっぱり違うと思います。例えば、共済事業を、あるいはまた貯金への受入業務でも、二百数十億円の貯金を集めている。赤字が出ないような組織団体にはなかなかそういう、今デスクロージャーということで、むしろその辺は、これは当初から農協の経営者の判断にかかわることになりますけれども、建前としては逆であるというふうに思います。

次に、雇用対策について申し上げます。

県内の雇用情勢は非常に悪化を続けておりまして、加えて少子高齢化の進展、それから雇用悪化による若年労働者の県外流出というのが進んでおります。

野辺地公共職業安定所管内での7月現在での、来年春の高校卒業者の職業紹介状況によると、卒業予定者数は481名で就職希望者数が238名のうち、管内が177名、管内求人事業者数は19社で求人数101名と、非常に厳しい内容となっているということです。

このことについて議員も御承知のとおり、既卒者の採用する企業を支援する奨励金制度というものも設けているということでもあります。中身については、恐らく議員もよく御承知と思います。

次に、3年以内既卒者トライアル雇用奨励金で、高校・大学等を卒業後3年以内の方を正規雇用へ向けて育成するために、まず有期雇用で雇用し、その後正規雇用に移行させる事業主の方に奨励金を支給するという制度ということでもあります。

内容についても、対象者1人につき月額10万円と、有期雇用終了後の正規雇用の雇入れが、対象者1人につき50万円が支給されるということ、これが国の支援事業ということでもあります。来年度以降、これがなかなか見えないと、はっきりわからないということでもあります。

いずれにしても、こういう状況下にあつて、町としても、新規学卒者を初めとする若年

層の就職促進、こういったものを地元企業や、あるいはまた、ただいま御意見がありました農業法人、あるいはまた認定農業者等いろいろ協議し、ここをこなしたならばですね、求人確保、そういった活動を展開していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

最後に、児童福祉の充実ということでもあります。

天間林老人福祉センターを児童館として併用できないかということでもあります。

老人福祉センターを児童施設として併用する場合、厚生労働省へ届け出を行い、承認を受ける必要があります。現在、老人福祉センターの利用者は、高齢者が1日平均110名、天間西小学校の学童保育クラブの利用者が1日平均61名と、これが一緒にこの施設を利用するとなると、平均で170名余り、これが最大の場合はさらに200人をはるかに超える人数がある場合もあるということでありまして、施設の規模等からいって非常に厳しいと、難しいと思っております。

また、児童館の設置に当たっては、遊戯室、集会室、図書室、それから国で示された施設基準を満たす必要というのがあります。

それで現在、児童館の利用者は、城南児童館では1日平均50名、城北分館では1日平均44名となっており、児童館の場合は中・高校生も利用できるということですがもちろんほとんどそれはないと。天間林地区にあっては、2カ所の小学校で学校施設内の低学年を対象として、学童保育クラブを開設しておりまして、教育委員会所管の放課後子ども教室推進事業と連携をとりながら、希望をする高学年についても受け入れも行っているということでもあります。

高学年の受け入れについては、天間東小学校では1日平均4名、天間西小学校は、いわゆる余裕教室の関係で施設面積が確保できない場合もありまして、週3日程度の受け入れとなっております。高学年は1日平均約7名の利用というふうになっています。

児童生徒の健全育成の観点から、今後は放課後対策として児童館や学童保育クラブ等が大きな役割を担っていると、これ当然であります。利用の希望状況等を把握しながら、関係機関と連携をとり、いわゆる子供の健全育成、それから親の就労支援という観点から、その受け入れ体制のさらなる充実を進めていきたいと思っております。

○議長（白石 洋君） 1番議員、よろしいですか。

1番議員の再質問を許します。

○1番（听 清悦君） 七戸病院については、中部上北のほうに委託してやってもらっているわけですが、その診断報告書にも記載されていた中で、医師不足については、これは難しい課題だと思うのですが、その経営責任の不在という点では、中部上北のあり方、その管理者が2年でかわるのも、ここに含まれるのかわかりませんが、医師不足以外で、町長として中部上北のほうのあり方も含めて、そういったことに対して何か考えがあれば、伺いたいということが1点です。

それと農協については、その経営内容の部分で、確認が必要な点があるので、農協の職

員からも聞いては質問はしましたけれども、再度私のほうでも確認したいと思ってます。しかし、役割分担の中で、福島原発の放射能漏れ事故で各地で風評被害とも言われたりしていますけれども、実被害もあるわけで、そういった場合に、やはり消費者の不安を解消するという点で、これからは生産する側のほうで放射線を測定した結果、検出されなかったという証明するものをつけて売ることによって、価格の低下を防ぐことができると思ってまして、原子力防災計画は町としても策定する。そして、どこの町村よりも早く放射線の測定を町独自で予算をつけて対応したという点で、私は本来農協がやるべきところを町長が真っ先に、事はもう急がなければならないことであったので、そういった対応をしてくれたのには、本当に感謝しています。

ただ、やはりこれからは役割分担というときに、その部分については農協でやるのが私はふさわしいと思っていますけれども、そこについて、明確な答弁がなかったように思います。

もう一つ、提案していました担い手対策という点ですけれども、農業の担い手がますます減ってきた中で、行政と農協とどちらが困るかといった場合に、農協の経営自体にも、これも直接結びつく問題であって、シミュレーションではもうそれによって売り上げが減少するというのも、もう私も見てまして、そこに対してはやはり新規就農者の対策、担い手対策というのが、農協の事業として見えてこない点もあるので、それは町のほうがやっただけあげるべきなのか、やはり農協が独自でやれるように後方的な部分で支援するのがいいのか、これからの役割分担というところで、やはりそこはしっかりさせたほうがいいなと思ってますけれども、その2点ですね、放射線の測定と担い手対策、農協との役割分担についてはどうなのかということです。

児童館については、今の施設では、まず簡単に言うと狭いということだと思うのですが、やはり七戸地区で必要とされて学童保育でやったものも、児童館にしているということもあると思うし、高学年については週3日は対応できているとしても、やはり児童館と違って、毎日ということにはならないと思いますので、そこも私がお金がかからない方法として、それがいいのかなと思いましたがけれども、それが難しいというような話でしたので、学童保育ではなくて、やはり児童館ということで、もう少しレベルの高いところで、七戸地区と同じように天間林地区も進めてもらいたいなと思いますので、今そのほかに考えていることがあれば、教えていただきたいなと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（白石 洋君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） まず、一つ目の医師不足対策ということでありまして、経営の責任といたしますか、無責任にやってきたつもりもありませんし、必死にやってきました。私、管理者として就任中、もちろん現在の斗賀管理者もそうですけれども、医師の確保のために弘前大学に都合2回ほど、私行かせていただきました。それから県の担当課ですね、そちらのほうにも事あるごとに寄ったりして、その医師のお願いということで、し

てきました。それから町内、あるいはまた関係するところ、いろいろ情報をとりながら、その医師の確保という努力をしてきましたけれども、なかなか今、この現状では派遣する大学自体がもう制度的にも変わってしまって、医師が足りないということでありました。非常に厳しい状況だろうと思いますが、それでも実は、9月から新しい先生が1人おいでになった。これはちょっと病気になった先生がありまして、それでもそういった配慮をしていただけたというのは、そういうある程度努力に対しての一つの成果かなというふうに思っております。これからも、そういう面では管理者を補完しながら、この努力はしていきたいというふうに思っています。

それから、農協との役割分担ということで、これはもう若い後継者、生産者が少なくなるというのは、これは農協も困りますし、町としてもこれはもう大変困ることにつながります。

したがって、例えば放射線の検査等で、これは農協は農協として一つの段ボールで出荷するものですから、恐らくそれに添った検査を本当はすべきだと思います。思いますけれども、それは農協の方針で、これはこちらからは何とも言えないのです。町では町民の生産した農産物の有利な販売といいますか、非常にそういった面で今受け入れ先がシビアになっているということで、測定をしてそれを付したその販売を行いました。当然利用してもらえばいいのですけれども、七戸町だけの検査結果を広域農協がこれを利用できないということになる。非常にそういったジレンマがありますけれども、これからも協調しながら、これはもうやっていきたいというふうに思います。もちろんその担い手対策でも、これがどっちがどっちというよりも、やはりこれもお互いに協調しながらやっていて、やっぱりしかるべき成果が出てくると思っております。特に農業経営やるに当たっては、これは農協の組織対いろいろな事業を持っていますので、そういったものによって、その事を進めていくという大事なその部分があります。お互いに協議をしながら進めてまいりたいと思います。

それから、児童館のことですけれども、もう少し高度なといいますけれども、児童館も学童保育も、遊びの場を提供する、生活の場を提供するというのが本来の目的です。したがって、児童館も学童保育も、やっている内容はほとんど同じです。あるとすれば制度的な違いが若干ありますけれども、そんなに違いはないと。そして、天間林地区にも児童館、できれば私もそういうことも考えておりますけれども、そうなりますと西小学校と東小学校二つあります。学校が終わった後、そこに通わなければならない。東小学校からも、例えば老人福祉センターを利用するのであれば、そこに来なければなりません、双方に一つずつあればいいのですけれども。そうなった場合に今度はどうみなすのか、その途中の事故等も考えられます。となると、当然これは町の今度は輸送ということになるかもしれません。そういったこと等を考えて、今のところ学童保育という体制で進めていくのが今ならベターであるというふうに思います。

ただ、だんだんだんだんそういった人数がふえて、西小学校自体も余裕教室が、いわゆ

るそれで3教室利用してますが、それで大体今満杯の状況ということで、今後、さらに希望がふえるということになれば、もういろいろな対策上、次の対策というのを考えなければならぬ。その中には児童館というの、あるいは選択肢として上がるかもしれない。そういったことで、今のところ、学童保育クラブできっちり対応していくのがベターであるというふうに思います。

○議長（白石 洋君） 1番議員、よろしいですか。

1番議員、再々質問を許します。

○1番（呷 清悦君） 再質問で質問し忘れた点があったので、今、ちょっとお伺いします。

消防署や救急告知病院の位置関係を知るためにも、自分でこのように地図の上に消防署のある場所をグーグルアースを使ってつくったのですけれども、やはり救急救命士が現場に早く着いて、そこで先ほども答弁の中にあつたように、医者や電話等で連絡とりながらどう対処するのがいいかというのを、早い段階で判断しなければならないというときに、経営的な統合でメリットを出すことも大事ですけれども、やはり距離というどうしても変えがたいものもあって、見たら、上十三地域で消防署の再編に向けての計画が今進められていると思いますけれども、町村合併前の市町村ごとに見た場合、今、旧天間林村だけが消防署がない状況で、人口が少ない横浜町でも消防署もあるのですけれども、そういった中で、果たして統合するといった場合に、むしろ消防署とか救急車については分散させて配置するというのも、上十三の消防の再編の中では十分検討をしなければならないのではないかなと思っています。救急車予備で2台あるところもあるのですけれども、それらも含めて今回は、救急車が搬送したデータをもらって自分なりに分析したわけですけれども、計画をつくる段階においては、消防署の設置場所として市街地につくるのが望ましいということになっていきますけれども、やはり人口密度が高いところ、人口の多いところに、近いところに消防署なり救急車を配置するということが大事だと思うので、さまざまシミュレーションしていくと、やはりここが手薄だというのが出てくると思うので、計画づくりの際には、とにかく救急車が早く到着するように、私も天間林地区の住民ですので、そこは、呷よりも今の中央消防署よりも遠い、白石、坪というあたりも考えると、ここはよく検討していただきたいなと思っています。

児童館については、学童保育でもそれに近いぐらいの対応できているという答弁をいただきましたけれども、やはり違いは、午後1時から指導員が来て見るということと、やはりもう朝8時から職員がついてやるという部分で、単純に機能が同じであれば、人件費が安い学童保育にしたほうが良いという議論も出かねないと思うのですけれども、私はむしろ、そこに専属の職員を配置してまでも、子供のさまざまな活動、子ども会行事とか、そういったのを、むしろ仕掛けながら、ただ放課後遊ぶ場所、居場所づくりで子供たちが遊ぶ場所を提供するというのではなくて、子供たちがむしろ自発的に学ぶような場を、学びたいと思うように仕掛けるためには、やはりむしろそこはそういうのに精通した職員を

配置してでも児童館にしたほうが良いと思ってまして、そこも含めて、私は児童館に期待するところが大きいので学童保育で十分ということではなくて、アンケート結果でも、そういう要望があるので、その学童保育で十分ということではなく、むしろ児童館を目いっぱい活用して、本当に七戸町の子供たち、心豊かに、学力の向上にもつながるような拠点施設を検討していただきたいと思っています。ここで、すぐ回答は出ないと思いますけれども、そこも含めて、私も文教厚生常任委員会の委員ですので、今後そういう方向でも検討していただきたいと思っています。

以上です。

○議長（白石 洋君） 要望でよろしいですか。

○1番（呷 清悦君） 今の私の提案で、町長が今答えれる範囲内で結構ですので、答弁よろしくお願いします。

○議長（白石 洋君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 救急車の分散の配置ということについては、今、再編計画の協議の真っ最中ということで、どう進んでいくのかわかりませんが、その場に今の内容をつなげていきたいと思っています。

それから、学童保育クラブで十分ということではなく、できれば児童館をつくって、今の教室を児童館ということではできません。したがって、新たにつくるとなると、当然これは経費というのもあります。住宅にやって、つくって建てて、やれば良いのですけれども、なかなかそういったことができない状況から、今の内容で児童館に遜色のないような活動といいますか、こういったものを指導していきたいと。安いからそっちを選択しているということではありませんので、その辺は御理解いただきたいと思っています。

○議長（白石 洋君） これをもって、呷清悦君の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。11時35分まで10分間。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時35分

○議長（白石 洋君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、通告第3号、4番佐々木寿夫君、発言を許します。

○4番（佐々木寿夫君） 昼の前、お腹がすいたところ質問するのは頭が一番回転するときであります。したがって、元気よく発言したいと思っています。

社会的に円高、ドル安が進み、さらに東日本大震災、原発、その上台風12号など、さまざまな影響により日本の経済は本当に大変な事態になっています。地方の雇用情勢がより一層厳しくなっており、リストラで七戸に帰ってくる人もふえています。

有効求人倍率は野辺地職安管内では1以下であり、この七戸町で地元の雇用をふやし若者を初め町民が安心して働く場をつくるのが急務となっています。そのためには地域の自主的、かつ創意的な取り組みが必要で、町では東北新幹線、七戸十和田駅開業で、首都圏からの観光客の玄関口、下北・十和田湖方面観光の拠点として、そのための事業を行

い、さらに観光分野や食品加工分野、農業分野で、これまで取り組んできた産業基盤整備、各種振興策を雇用創造に結びつけ、雇用拡大事業と人材育成に力を入れなければならないと思っています。

さて、平成21年から3年間、厚生労働省の地域雇用創造推進事業を受託し、七戸町では二つの農協、二つの商工会が雇用創造協議会をつくり、地域雇用推進事業と地域雇用創造実現事業を行いました。この3年間の取り組みの中で、どのような成果が上がったのか伺いたいと思います。また、この事業は3年間という期限つきですので、期限が終わる来年度以降、どうするのかも伺います。また、ふるさと雇用再生交付金事業、この事業の中には新駅の観光交流センターにかかわるおもてなし対策事業や、観光地域情報発信事業もあり、これらの事業なしには新駅の来客者へのサービスの大幅な向上は考えられません。しかし、これらの事業も来年度国の予算がつくかどうか、はっきりしていません。これも来年度以降どのようにするのか伺います。

さらに、雇用創出事業やきめ細かな交付金事業は、町でのさまざまな雇用を生んでいます。町の道路も補修されて大変よくなってきています。これらの事業も毎年、1年単年度ごとに国からの予算がついていますが、来年からどうなるのか、伺いたいと思っています。

次に、二つ目の質問に入ります。

福島第一原発の事故以来、原子力の事故は他の事故と比べ、時間的にも空間的にも異質な危険性があり、原子力発電は未完成の技術で、放射能のコントロールが不可能であることから、原子力にかわる新エネルギーの必要性や省エネ社会のあり方を目指す動きが世論となってきています。また、地球温暖化対策も京都議定書の数値の目標は、今年度に迫っています。

さて、町では平成19年度に、七戸町地域新エネルギービジョンをつくり取り組んできた経過がありますが、七戸町の再生可能エネルギーは、風力、水力、太陽光、バイオマスなど考えられます。これらの可能性はどうか伺いたい。これまで、また何を重点に取り組み、その成果は何か、また、電気自動車や太陽光発電の見通しはどうか伺いたい。

最後に、町の新エネルギービジョンでは、三つのプロジェクトを掲げていますが、これからの取り組みの中で重点は何か、どのように位置づけるのか伺いたいと思います。

以上で、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（白石 洋君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

まず、七戸町雇用創造協議会及び雇用創出事業についての御質問にお答えいたします。

七戸町雇用創造協議会は、平成21年度より厚生労働省からの委託を受け、地域雇用創造推進事業と地域雇用創造実現事業、この二つの事業でいろいろ実施しております。

推進事業は、雇用拡大メニューとして、体験型観光先進地体験視察研修事業と販路拡大セミナー事業の二つがあり、事業者3社が参加しております。

また、人材育成メニューとしては、観光コンシェルジュ養成セミナー、食品加工施設従業員育成セミナー、それから道の駅産直施設新規出店育成セミナー、それから観光・販売従事者ホームページ作成セミナー等を行いました。全体として、受講者が168人、そのうち就職・転職・創業した者は50人となっております。

実現事業については、観光サイト事業とおみやげ品開発事業があります。観光情報サイト事業としては、ホームページ、それから観光パンフレットでの旅の蔵というものをつくりました。それから昨年10月に、七戸十和田応援隊設立、さらには、七戸十和田駅を拠点とした地域観光資源の磨き上げを目的とした、モニターツアーの実施、そして昨年度は十和田湖を中心としたツアーの開催。今年度は下北を中心としたモニターツアーを計画しております。

おみやげ品の開発事業としては、特産品を開発したおみやげ品の開発、それからレベルアップ、ホームページによる加工食品に関する情報の提供、首都圏でのPR、こういったものがあります。開発された主なものとして、しちのへ長いもスープ、しちのへアピオススープ、馬肉みそ炊きのほか5品を開発しましたが、この馬肉みそ炊きを活用して七戸物産協会がさくら弁当を完成させ、ことし1月、東京で開催された「全国有名な駅弁とうまいもの大会」に参加をし、1日平均500食、7日間で3,790個を売り上げて高い評価をいただきました。

以上が、今年度までの事業の成果ということであります。

そして、この事業を来年度以降どうするかということであります。

推進事業で実施したセミナー等については、これから必要に応じて、国・県等が主催するセミナーの活用、それから補助事業を活用したセミナー等を検討してまいりたいと思います。

また、実現事業については、旅の蔵のホームページの管理等については、これから町観光協会とも相談をして、その管理の移管等を含めての検討をしていきたい。さらに、これはもうなくすわけにはいかないと、さらに充実したものにしたいと思います。

また、おみやげ品の開発等については、開発された商品等を地元はもとより首都圏等へのPRに努めてまいりたいと思います。

そして、雇用創出事業のこれからの見通しはどうかということであります。

現在ふるさと雇用特別再生交付金事業を活用して、八つの事業を実施しております。これらについては、町の単独事業として実施するかどうか事業を仕分けして、そして来年度の方向性を出していきたいと思っております。

また、このほかにも重点雇用創出事業、それから緊急雇用事業等がありますが、いずれも今年度が事業の終了予定ということで、国の方針がまだ明確になっていない。特に政権交代いたしまして。いわゆるこういったことについては、ぜひともその継続ということで、いろいろ要望していきたいと思っております。

次に、七戸町におけるエネルギー・環境関連の取り組みについてであります。

初めに、町の再生可能エネルギーは、風力、水力、太陽光、バイオマスなどがあるが、可能性はどうかということでもあります。

町は、長期総合計画の中で、地域環境適合型新産業創造拠点としての利点を生かすと掲げ、地域の新エネルギー活用の拠点となるような事業を今進めているところです。

再生可能エネルギーの可能性についてであります。平成20年2月に七戸町地域新エネルギービジョンを策定をし、再生可能エネルギーの町内における賦存量及び利用可能性量の調査をしております。

その結果、最も導入可能性の評価が高いものが太陽光発電、太陽熱利用であります。

町の日射量、これは東京都と同じ程度であるということから、十分な発電量を得ることができます。導入コストはまだ若干高い部分もありますが、余剰電力の買取制度もあり、防災対策として停電時にも使用できるというメリットもあることから、個人住宅への設置、この助成もしておりますけれども、これが進んでいるということでもあります。

次に、可能性が高いのがバイオマスエネルギーであります。これには間伐材や製材所からの端材を利用する木質バイオマスと農産物を利用した農産バイオマス、それから畜産廃棄物を利用した畜産バイオマスがあり、当町の基幹産業にこれはもう適したものであると思います。

風力発電について、八幡岳周辺では大型の風車を設置ということで、風況の調査もいたしました。これは中部上北広域事業組合が既に行っております。しかし、導入コストの問題や景観上の問題、あるいはまた導入に際して十分な検討ということが今後必要であるということでございます。

また、平地にあっては、平均風速、風量、これが弱いということでもありますので、導入には向かないということになっております。

それから、水力発電、中小ですね、小水力とかそういった発電にあっては、年間を通じて一定の水量と落差が必要であるということ、町内の河川では今のところなかなかこれを満たすことが難しいという調査結果であります。こういったことを踏まえて再生可能エネルギーの導入に適したものを重点事業として、今後導入を検討していきたいと思いません。

そして、町では何を重点に取り組み、その成果は何かと。それから電気自動車、太陽光発電の見通しはどうかということでもあります。

今、御説明いたしました七戸町地域新エネルギービジョンを平成20年2月に策定をし、そして、七戸町地域省エネルギービジョンについては、平成22年2月に策定しております。

町のエネルギー事業の柱となるそれぞれのビジョンにおいて、導入可能性の評価結果などを踏まえて、重点事業を掲げております。新エネルギービジョンにおける重点事業は太陽光発電システムの設置、バイオマスの導入、クリーン自動車の導入など、七つの事業を掲げ現在取り組んでおります。

導入可能性の高い事業としては、太陽光発電システムの設置、御承知のとおり道の駅と役場本庁舎前に太陽光発電システムを設置し、普及啓発を行っております。それから、町民に対しては、一部設置の助成ということで、いわゆる民間への設置を推進しております。

次に、農産バイオマスであります。エタノール製造については、てん菜の栽培試験を行いまして、北海道に劣らないものが収穫既にされております。あとはこれガソリンの価格であります。これによって採算性が合うのであれば、これから具体的な事業に着手ということになると思いますが、今のところまだコスト的には合わないということでありませう。

また、木質バイオマスについても、町の30%が山林でありまして、林業の活性化にもつながる可能性が高いことから、バイオマスタウン構想を策定をし、推進をしていく考えであります。

それから、クリーンエネルギー自動車の導入については、電気バス、電気軽トラック、そして、電気自動車を購入したところであります。それぞれその車両を特色がある事業に使って、それらのものを展開しております。

電気バスによるエコ観光、それから電気シャトルバスの運行、それから電気自動車の一般貸し出し、電気軽トラックを活用した農業の利用と、それから整備工場での技能取得。今車検取得に向けて具体的にこの軽トラックについては進めております。近々取得予定ということでありませう。

それから、エネルギー環境教育での教材としての活用、子供たちにそういった意識を持たせるということで、いろいろな分野で事業を展開しております。これからも町はもとより広域的な活性化のために、この新エネルギーの導入事業を進めてまいりたいと。

次に、省エネルギーの分野ということでありませう。これも重点事業として、七つの事業を掲げております。

チャレンジ事業、それからエネルギー環境教育事業、それから電気自転車の普及促進、こういったものを掲げて実施しております。

チャレンジ事業というのは、これは役場内での省エネルギー意識の普及啓発、電気の消灯、それからLED電気の導入、それから二酸化炭素排出量25%削減を目指し、いろいろと取り組んでいるところであります。

それから、公共施設、学校教育施設での電気使用量を昨年と比べた結果、使用料この削減が目に見えて顕著にあらわれております。

エネルギー環境教育事業は、管内の小中学校において、豊かな自然や生活、それからエネルギーに興味を持ち、実践を通じてふるさとを愛する七戸人の育成、これを基本方針に掲げ、子供たちの郷土愛を育む教育の一環として活用していただいております。

次に、電気自転車の普及促進であります。県のグリーンニューディール基金を活用して、観光交流センターに貸し出しを行っております。

夏休み期間中は、家族で利用される方が非常に多く、67台の利用というのがありました。今までにない新しい観光事業ということでスタートしております。

最後に、これからの取り組みで重点は何かと。町づくりの中にどう位置づけるのか伺いたいということでもあります。

先ほどまで御説明してきたとおり、各エネルギービジョンに掲げた重点事業を中心に、これからも進めていくわけですが、ビジョン策定後に起こりました震災によりまして、再生可能エネルギーの必要性、それから節電対策など、エネルギーの利用について改めて検討をし、進めていく必要があります。

それぞれのビジョンにある重点事業を中心に、企業、大学、また国や県などからの情報を得ながら、地域活性化のために積極的に進めております。

また、今後、国から示される再生可能エネルギー関連法案、これについても内容が明らかになってきた時点で必要であればこれからの町づくりに、これはしっかりと反映をしていきたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（白石 洋君） 4番議員、よろしいですか。

4番議員の再質問を許します。

○4番（佐々木寿夫君） すいません、昼になりましたが、あと15分ほどお待ちください。

まず、再質問の1ですが、先ほど、七戸町の雇用創造協議会の実現事業の旅の蔵というホームページがありますが、この旅の蔵は1日のアクセスが250と、大変な数であります。しかも内容もすごくよいもので、見て本当に感動します。やっぱりこれからの町の雇用、あるいは町の産業の販売などを考えると、ウェブマーケティングに力を入れていかなければならないと私は思っているのです。それで、先ほど町長の答弁で、これをなくするわけにはいかないと、こうしゃべったところがあるのですが、何をなくするわけにいかないとやったかが、ちょっとその前が私がわからなかったものですから、私は、この旅の蔵、これらのウェブマーケティングには専門の職員が必要だというふうに考えています。だから、ここについて、この情報発信、これについて町長はどういうふうにお考えか伺いたいと。

それから、もう一つは、いわゆる観光交流センターに勤めている職員が5名いますね、ふるさと雇用の関係で。そしてまた、美術館にも1人職員が雇用されているのですよね。これそのほかにふるさと雇用の事業がいっぱいあるわけですが、先ほど、町長はもし来年度予算がつかなかったら、町単独事業に事業仕分けをしてやりたいということもあるものですから、町長は今のところ単独事業の事業仕分けを、まだやる前に聞くのもおかしいのですが、どういうふうにその辺考えているか。そして、きめ細かな事業とか、緊急雇用創出とか、たくさんの1年の単年度の事業があるので、これについては町長に質問ではなく要望をします。何としても、来年度もこれらの事業の継続をやらないと、本当に七戸町の雇用は最悪な事態になってしまうということから、これの雇用の継続をお願いしたいと

思っています。

次、新エネルギーの問題についてですが、今、町では太陽光に対して力を入れているということでの話ですが、太陽光で力を入れている割には、場所が少な過ぎますね。まず、役場の前と、道の駅の屋根しかないですね。これで町長が、この前の教育新聞には、こんな小さな町でも、こんなことができるのだという、そういうふうな事業をやりたいと言っているところで、もし、太陽光に力を入れるのであれば、私は町長から伺います、この各小学校、中学校の屋根にも太陽光をつけてもうぱっと、子供の教育にもいいし大したいいのではないかと。しかも、これは国からの補助もつきやすいというふうに思います。そこで、各学校の屋根でもいいし、あるいは敷地でもいいですが、太陽光をつけてやっていただきたいと。

それから、もう一つなのですが、エネルギーで重視しているのはバイオマスタウン構想と言いますね、私もこれは大賛成ですよ。町長、さっき七戸の森林の面積30%と言ったけれども、私が見たところでは67%になって、森林の面積が2万2,000ヘクタールになっているのです。そのうち69%が造林地ということになっているのですが、手入れが行き届いていないわけですよ。結局経済的に採算が合わないからですよ。それで、私はこのバイオマスタウンの間伐材、ああいうものを使ってペレットをつくって、それらを今使っている施設もありますが、町の大きな施設で使うことも考えられないかということ、私は提案したいわけですよ。バイオマスやると、森もきれいになる。森がきれいになれば、東京から来た人たちは、あのすばらしい牧場通のあの並木を歩いて、山の中に入っていきたくなる。こういうふうなことで、森をきれいにするというのはどうしても私は必要だと思っています。

それから、ペレットは石油よりも安いし、森の持ち主に対してもお金が入っていくから、私はこのバイオマスタウン構想はもう大賛成。大賛成ですから、来年何かやってもらいたいというふうに考えますが、何をやろうとしているかお伺いしたいと思います。

以上。

○議長（白石 洋君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） いろいろありましたが、まず、情報の大切さというのは、私も十分認識しております。旅の蔵ももう結構なアクセスがあるし、ああいったことも含めて、なくするわけにはいかない事業というのはたくさんあります。ふるさと雇用再生交付金事業、もうかなりの雇用をしております。そういったことを今後十分検討をして、もちろん国に対してのその事業の継続というのも要望していきませんが、町独自でも本当に必要なものについては、継続して雇用して、さらにその町の振興のために進めていきたいというふうに思っています。その辺の仕分けといたしまししょうか、そういったものについては今後であります、十分検討していきたいと思います。

それから、太陽光、パネルの学校・施設へ設置できないかということでもあります。それも含めて、あるいはまた、個人の住宅への設置、今最大で8万円ですか、ああいったのも

あわせて、これは当然検討していかなければならないと思います。さきの停電時でのあの効果というのは顕著にもう出ておりました。その辺はこれからの検討課題ということになります。ただ、学校については、物が大きいわけで非常に金額的にも大分高くなります。その辺は財政と相談をしながら、にらみながら前向きに検討していきたいと思います。

それから、もう一つ、木質バイオですけれども、1回その現場といいますか、先進地も視察いたしました。そのころについては、灯油の単価も非常に安いと、重油も安いというところでありまして、これよりも灯油のほうがはるかに安いということもありまして、今みたいなCO₂の削減、25%マイナスとかそういったこともないところでありましたが、今の単価と比較すると、ペレットを使ったそのストーブなり、ボイラーというのは安いということですので、果たして、これ具体的に何から手入れがかかるのか、あるいはまたこういったペレットをつくるためのプラント等も県南地方に余りないということでもあります。その辺も含めて、あるいはまた公共施設、あるいはまた一般家庭へのそのペレットストーブ、ボイラーの導入というのも、十分これは検討していきたいと、導入に向けた検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（白石 洋君） 4番議員、よろしいですか。

4番議員の再々質問を許します。

○4番（佐々木寿夫君） いわゆるこのペレットのつくるところが県南地方にない。ないところで七戸が一番最初につくると、これはもうすごいことですね。だから、これはもうきちんとやってもらいたいと。

それから、これについてネドからも予算がついているはずですが、ネドからの予算がついているかどうか、ちょっと知りたい。

それから、学校へのその電気エネルギーについても、国からの予算があるかどうか、企画とかわかりませんか、その辺。予算の補助の関係をちょっと知りたいと思っています。

○議長（白石 洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（天間 勤君） ただいまの質問ですけれども、ちょっと大変申しわけないのですが、そこまで把握してませんので、申しわけございませんけれども、後で報告したいと思います。

○議長（白石 洋君） これをもって、佐々木寿夫君の質問を終わります。

ここで、昼食のため、休憩したいと思います。午後1時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時15分

○議長（白石 洋君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

一般質問に入ります前に、休憩前の一般質問において、佐々木寿夫議員の質問の太陽光発電に関する助成制度について、企画財政課長より答弁があります。

企画財政課長。

○企画財政課長（天間 勤君） 佐々木寿夫議員の質問にお答えします。

ネドについては、通常の補助金はもう終了しているそうです。新エネルギー導入促進協議会のほうで対応しているということです。学校の太陽光発電の補助金ということなのですけれども、公共施設で10キロワット以上の設備で補助対象になるということです。補助対象経費の3分の1以内とし、もしくは1キロワット当たり25万円の補助金だそうです。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） 佐々木議員、よろしいですね。

○4番（佐々木寿夫君） はい。

○議長（白石 洋君） それでは、一般質問を続けます。

次に、通告第4号、3番附田俊仁君、発言を許します。

○3番（附田俊仁君） このたび、私は、発達障害というものについて少し、町長、教育長と討議していきたいと思います。

皆さん御存じのとおり、今年度からすべての小学校で新しい学習指導要領による学校経営、授業が始まりました。来年度から中学校、再来年度からは高校でも始まります。この改革の理念は、ずばり生きる力です。確かな学力、豊かな人間性、そして健康、体力、すなわち知、徳、体のバランスのとれた力を会得させることを目的としております。

一方で、新教育基本法において、生涯学習への取り組みも取りざたされていることは皆さん周知のとおりでございます。また、憲法で求められている教育機会の平等は、文字どおりすべての子供たちに保障されなくてはなりません。これらの教育環境の整備は、国、県はもちろんのこと、我が七戸町の重大な仕事の一つであります。教育の町七戸で、より多くの手助けを必要とする家庭に、安心して子育てしていただくことは、町民の望むところであります。

現在、教育の現場において、隠れた問題の一つに広汎性発達障害があります。高機能広汎性発達障害とも言う学者もおりますけれども、この子供たちは、知能指数が低くありませんで、近年になるまではその存在は知られておりませんでした。しかし、今では、高機能自閉症、アスペルガー症候群、AEHDなど、広く知られるようになりました。

ある統計では、10人に1人から7人に1人の割合で存在するとも言われております。その特性として、社会性への獲得やコミュニケーション能力の獲得といった人間の基本的な機能の発達遅滞があります。しかしながら、その対処法によっては健常者と変わらず生活ができるようになるとも言われております。その有効な手だてとして、早期発見、早期対応が専門家の間で求められているところです。

今日、七戸町では、この発達障害について、どのように取り組んでいるのか、また、町として子供に接するすべての方々の共通認識、理解のもとに、この問題に取り組むべきと考えますが、組織立てた体制は確立されているのでしょうか、町長並びに教育長に伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（白石 洋君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 附田議員の御質問にお答えいたします。

それでは、発達障害に対する取り組みについてお答えいたします。

発達障害については、教育委員会部局にも関連することから、就学後については、私の答弁後に教育長から答弁があります。私からは小学校入学前の取り組みについてお答えいたします。

質問の1点目の町の取り組みの現状についてのお答えであります。

発達障害者支援法では、発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。と定義されております。

発達障害のある児の早期発見、早期支援の観点から、乳児相談、1カ月健診、3カ月児健診、1歳6カ月児健診、2歳児健診、3歳児健診時に、保育園や幼稚園からの情報をもとに経過観察し、発達障害が疑われる児については、保護者と面談して上十三保健所の療育相談へ紹介、医療機関の受診勧奨、ことばときこえの発達相談の利用。そして、児童相談所巡回相談の利用等を指導勧奨しています。

そして、発達障害は年中児に顕著にあらわれる時期であることから、5歳児健康相談では、在宅の臨床心理士を活用した相談を実施し、発達障害が疑われる児については、その後、年3回開催される事後指導教室に参加していただいて、経過観察し、必要に応じて医療機関の受診勧奨、児童デイサービスへの通園の紹介やことばの教室、七戸養護学校教育相談への紹介を行っております。

2点目の組織体制の確立についてお答えいたします。

就学後の支援については、教育委員会の所管となりますが、就学後の適切な支援ができるよう、就学時にあっては、中部2町で組織する中部上北教育委員会内に中部上北就学指導委員会が設置されています。

就学前の障害が疑われる児の適切な就学を図り、小学校へスムーズに移行できるよう、健康福祉課を核として保育所・幼稚園等と情報を共有しながら、関係者と十分協議の上、就学指導委員会へつなげることであります。

また、保護者が就学指導委員会を拒否した場合でも、十分な情報提供、情報交換を行い、就学後に困ることなく、よりよい生活が送れるよう支援しております。

発達障害といっても、状態像は多様で、子供の個性や、発達の状況や年齢、あるいは置かれた環境などによって目に見える症状は異なります。特に、広汎性発達障害の場合、その半数ほどは知的障害がないと言われており、今まで一般的にとらえられていた障害というイメージとは一見異なるように見えます。

このため、先駆的に体制を整えて支援しているとはいえ、発達障害に対する社会での理解度、認知度が低く、必ずしも体制が十分とは言えないのが現状です。

幼少時からの一貫した指導がないと、将来的に知的な能力は高くても社会適用が難しくなることがあることから、関係者のスキルアップを図ることを主眼に体制づくりを目指しております。

今後は、中核となる関係者の体制づくりはもちろんのこと発達障害への理解を広く町民に周知して、理解度、認知度を広めていくことが肝要であり、それに歩調をあわせて、関係機関と協調して、町としての体制を強化、構築していかなければならないと考えております。

以上であります。

○議長（白石 洋君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（倉本 貢君） 皆さん、こんにちは。附田俊仁議員の質問ですが、発達障害に対する取り組みについて伺いたい質問にお答えいたします。

学校教育法第81条では、幼稚園、小学校、中学校の児童生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

さらに、小学校、中学校に、障害のある児童生徒のために、特別支援学級を置くことができると規定されています。

七戸町教育委員会では、この二つの規定を受けて、七戸町の学校教育の方針と重点では、重点項目の4番目に特別支援教育の充実を掲げて、発達障害を含む障害のある子供が、障害による学習上または生活上の困難を改善、克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮し、自立や社会参加できるよう適切な指導及び必要な支援のために取り組んでいます。

附田議員の第1点目の質問である、学務課の取り組みの現状についてお答えいたします。

町内すべての小中学校に対し、障害者の就学状況に応じて、知的障害者、自閉症・情緒障害者、肢体不自由者の特別支援学級を設置させて、特別支援教育のサポートする支援者を各学校に配置するなどして、校内の支援体制の整備、特別支援学級経営の充実、個別の指導計画の作成と活用、そして交流や共同学習の推進などに取り組んでいます。

また、七戸小学校内に設置している言葉の通級指導教室である、通称ひまわり学級と呼んでおりますが、小学校の普通学級に在学する言語障害児を対象に教育相談やいろいろな訓練を行っています。

なお、言語障害等の早期発見・早期治療の見地から、幼児も対象としています。

さらには、七戸町教育振興会での特別支援研修部では、障害を持つ児童生徒と担当教師との交流や、特別支援教育に関する知識・教育技術の研修、特別支援教育担当者教師の情報交換や指導力の向上を図るなどの取り組みを行っています。

次に、第2点目の質問である生涯学習課の取り組みの現状についてお答えします。

生涯学習課では、町内の幼稚園・保育園、小中学校において、親や保護者が参加する機

会を活用し、家庭教育に関するさまざまな学習機会の提供を行っています。

また、地域における家庭教育支援の体制づくりを推進するため、子育てや家庭の悩み等の相談の受け付け、関係機関へのつなぎ役として子育て支援コーディネーターを配置しています。その中では、いわゆる発達障害に関する悩みを相談している保護者もおります。

しかしながら、支援を要する保護者やその家族に対して、今後さらにきめ細やかな子育て支援や家庭教育の支援を行っていくためには、発達障害に関する啓蒙・啓発のため、コーディネーターや地域の人材を活用した講座等の開催や学習機会を提供していくことが必要であると考えております。

次に、質問の3点目ですが、組織立てた体制の確立についての質問にお答えいたします。

小中学校における、特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取り組みとして、これまでも校長のリーダーシップのもとで、学校経営の中に位置づけて、全校的な支援体制と関係機関との連携の確立が重要であるとの認識のもとで、これまでも取り組んでまいりましたが、これらのことについても、検証してみる必要があると思っています。

このことから、今後の対応として、特別支援教育の支援員の増員の検討、さらには、管内に配置されている特別支援学級等指導員及び特別支援学校巡回相談員を活用した早期からの教育相談等も考えております。

現在、七戸町と東北町の2町により設置されている中部上北就学指導委員会では、障害のある幼児及び児童生徒の適正の就学を図るために、障害のある就学予定児、児童及び生徒の適切な教育措置にかかわる総合診断と就学にかかわる教育相談等の業務を行っていますが、さらに、発達障害のある子供たちの小学校へのスムーズな移行を含め、一貫した支援が行えるようにするために、早期発見の方法や関係機関との連携、幼稚園、保育園、小学校とあわゆる場面での支援や家族への支援など、組織立てた体制の確立が重要と考えています。

最後になりますが、障害の診断に当たっては、小児科等の専門医師、特別支援学校の教職員、特別支援学級設置校の校長、児童福祉施設の職員、町役場の保健師、町教育委員会の担当職員等からなる委員の構成をもって、専門的観点から慎重に行ってまいりたいと思っております。

以上、御質問にお答えいたします。

○議長（白石 洋君） 3番議員、よろしいですか。

3番議員の再質問を許します。

○3番（附田俊仁君） まず、町長に再度お伺いしたいのですが、この発達障害という問題、ここでの発達障害は広汎性、要は知能指数の低い方々の発達障害を持たれたお子さんと、あと保護者と、あと家族、プラスそれにかかわる教師までが対象となるわけなのですけれども、御存じのとおり、上十三地域の医療圏には精神科の医師、もしくは発達障害を専門とする小児科の医師という存在がほとんどないわけなのです。精神科のお医

者さんは、十和田中央、済生会、高松病院、この3カ所に対応してくださいという県のほうの要請があるわけですが、全体量が全く足りない状態なので、その専門的見地からの意見を求める場合には、もっと広い範囲で医師を確保する、確保といっても面倒を見てもらえるような体制。あともう一つには、実際に動く方々、学校の保健婦さん、あと養護の先生、あと担任の先生、この方々に対するそういう子供たちの扱い、特性を十分に理解した上で、その子が社会性を身につけていくための方法論、こういうものの専門的な教育というものが非常に求められているところなのですね。実際は教職員の教員の養成のときに、そういう勉強をされれば本当はよろしいのですが、そういう日本の国では現在制度ではありませんので、今、七戸町の教育委員会と町として、この問題に対して真剣に真摯に取り組むという姿勢を、まず県なりに打ち出して、そういう県、国との連携のもとに進めていってほしいなと思うのですが、その辺の心構えというか、意思といいますか、そういうところをもう一度答弁願いたいと思います。

続きまして、教育長に再質問なのですが、私、この広汎性発達障害に関しては、特別支援学級での対応というのは、まずほとんど無理というか、御存じのとおり幅がすごく広いわけなのですね。子供によっては、その要求度全く違いますものですから、明らかに保護者の方々も認められて、一緒にやりましょうと、そのほうがこの子供が将来成人したときに、まず親の手をかりなくても生活できるようなところが、最終的な目的でしょうから、恐らく生きる力というものの育成という話なのでしょうから、それはそれでいいと思うのです。ところが、今日本の国の、これは教育が諸外国の発達障害を先進的にやっているアメリカ、カナダに比べると30年はおくれていると言われているのは、教育長も御存じのとおりだと思うのですね。だから、国の負うところの責任も非常に大きいわけなのですから、実際我々が町に住んでいて、日本の教育がどうのこうのという議論をしても始まらないわけですから、とにかく、今ある現状をクリアしていくということが、まず一番大事なことだと思うのですね。そのときに、就学委員会の中の入学健診の中で、おっと言われる判定を下されるということが、保護者にとっては非常に心のストレスになって、それが逆に物事をうまく進められない一番の原因になっているのかなという観点から、ぜひ町長部局のほうと一致協力して早期、生後30カ月を超えると大体、注意欠陥だとか、多動だったり、社会性の欠如というのが大分見えてくるということが言われておりますので、そのあたりから、3歳児健診、5歳児健診で拾って行って、より多くの方々を健常者により近づけて教育していただくような体制づくりを、ぜひお願いしたいなと思うのですね。

そのときに結局必要なものは、その子供たちの情報と、あとそういう子供たちに対応するための方法論の教育、これが非常にキーポイントになってくると思うのです。発達障害の子供たちに一生懸命に取り組んでいる地域は全国で何カ所かあるのですけれども、そこはとにかく教育というものに接する先生方の教育というところに、すごく重点を置いてやられている。もしかその保護者の方々の要はお茶飲み会みたいな、そういうものを開いた

り、要は心のストレスを共有できる環境、場所づくりというものにも、一生懸命取り組んでいるような形が理想的とされているそうです。あとはその社会的な、さきに教育長もおっしゃってましたけれども、社会的な認知といいますか、発達障害に対する誤解を払拭するような、ちゃんとした知識を事あるごとに、PTAの例えば町連ピでやっているような講習会みたいな、講演会みたいな、ああいうものでもう細かく周知していくとかというものが、非常に大事になってくるのかなと考えているのですけれども、教育長はどのような形で進めていかれようとしているのか、お伺いをいたします。

○議長（白石 洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げます。

質問の趣旨は3点ほどだと思いますけれども、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、まず、県と連携した形で積極的に取り組んでいくのが必要ではないのかという点と、それから、保護者、家族、教師との連携をどうするのか、それから、専門医との連携をどうしていくのか、恐らくこの3点という趣旨でよろしいでしょうか。それでは、この点に絞ってお答えをさせていただきます。

まず、県と連携してということをございますけれども、現在でも全くもって連携をしないで、町が独自に取り組んでいるということではございません。特に、この上十三保健所管内の状況を申し上げますと、この発達障害の取り組みについては、圏内でも比較的に進んでいる保健所管内でございまして、市町村の数で申し上げますと、例えば一番大事な年中児に障害を発見するというのが、一番ベターと言われておりますけれども、そのときにおける発達障害の健康相談事業というのを実施してございますけれども、これを例にとりますと、当町を含めて1市3町でこういう事業を実施して、そういう発見に努めているという状況にあります。こういう事業にしても、保健所と連携しながら取り組んでいるということで、全くもって県と連携をしているということではありません。たまたまマスコミとか、そういうのにこういうものが載らないがために、なかなか町民に広がらないという実態があるかと思えます。

それと、保護者、家族、教師、それから専門医との連携というお話なのでございますが、確かに御指摘のとおり、就学指導委員会では、小児科の先生を交えてそういう専門会議を開くということになっておりますけれども、その前段として早期発見のためには、ただいま御指摘のあったとおり、そういう精神科の先生ですとか、そういう先生と連携していくのが非常にベターな方法かなとは思いますが、先ほど質問の中でありましたとおり、いわゆるこの発達障害における高機能とか、注意欠陥、学習障害は、軽度発達障害ということで、なかなか一般的には見えないというのが実情です。そういうお子さんを持っている親御さんにしても、考え方として、これは子供いわゆる一つの個性ではないかという考え方を持っている親御さんもたくさんいらっしゃいますし、また、一見、例えば保健師ですとか、そういう健診に携わっている方でも、なかなかこの外見上はもうわからないというのが実情ですので、一般的に我々が接触をしていますが、ああ、この子はいわゆる

る軽度の発達障害を持っているというのが、はっきり言ってわからないというのが実情です。

ですから、今、私どもが一番大事にしてやっていることは、いわゆるそういうお子さんと接する幼稚園ですとか、それから保育所の先生を交えて、いわゆる発達障害の中のこういう軽度の発達障害というのについての、いわゆる勉強会というのをやって、まずこの軽度障害とはどういうものであるのか、まず、こういう直接接する方々同士が学習をして、そういう知識を広げると、これを今、核として盛んにやっているところでございます。そして、もちろんそれだけでいいわけではありませんので、仮に就学指導委員会にかけるとしても、やはり親御さんの同意というのが、これがもう絶対的なものですので、やっぱりそれにつなげていくためにも、やはりまず我々で勉強をして、その後、広くそういう方にも知識を得ていただくと。今、そういう状況にありますので、ここ1年、2年の取り組みというわけにはいきませんが、5年、10年のスパンで考えて、将来的には今おっしゃったような、そういう精神科の先生とか、そういう者を交えて、そういう組織に強化していかなければならないなというふうに、担当課としては考えております。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（倉本 貢君） 質問にお答えいたします。

非常に幅広い問題であり、なかなか難しい問題でありますけれども、やはり教育ということを考えれば、特にこの発達障害者について、生活の面、学習の面で非常に困っている生徒であるわけです。ただ、我々の対応の仕方によっては本当に普通の子供たちと同じような生活といたしますか、学習能力も向上していこうと、そういう認識、私自身ではとらえております。

先ほど、私、答弁いたしましたけれども、この管内は組織的な連携、あるいは先生方の取り組み、あるいは学習というのは非常に進んでいる地域でもあります。その中で、あの2町にわたる中部上北就学指導委員会はもう既に1年間通して動いていると。ただ、それが果たして100%十分機能しているかどうかということ、これから検証していかなければならないのかなというふうに思っております。保護者、学校に対しては、生涯学習課にもありましたけれども、家庭支援のサポーターを配置して、そして学校の保護者の集まる機会の場所に行って、いろいろな悩みとか、そういったものを相談を受け付ける報道も、七戸教育委員会ではもう3年、4年間やっております。

その中で、発達障害者の相談者もいると。それから幼児の健診のときに、そのサポーターも一緒にその現場に行って、読書の読み聞かせをやりながら保護者とも接しながら、いろいろな悩みを聞いたり、そういうようなこともやっております。

いずれにしても、保護者と、それから子供たちを預かっている学校の現場と、それから関係機関の専門との、あるいは町の教育委員会、あるいは保健師さん、こういった連携、総括的に専門的な判断で、そして判断をして親御さんとの連携もとりながら、本当にその

子供にあった就学の進路を決めてやるというふうにしないと、その子供たちが将来非常に順調にいけばいいのだけれども、やり方によってはおかしいほうに行ってしまうことも考えられるので、そのためには関係機関が本当に長期にわたって、しかも回数もふやしながら、そういう情報交換をしながらやっていかなければいけないのかなど。

今、中部上北就学指導委員会で今一番悩んでいるのは、専門医が先ほど議員もおっしゃったように、精神科医とか、そういったそっちのほうの専門の先生が少ないというふうなことで、何とか2町には七病の小児科の先生に頼っているところなのですが、十和田のほうまで足を伸ばして精神科医の先生に直接交渉するというので、今、中部の教育委員会では市長とそういう相談をして、今詰めているところであります。

いずれにしても、先ほど、私関係のスタッフを挙げたのですが、これらとも連携とりながら、あるいは教育委員会は教育委員会として学務、あるいは生涯学習課、家庭との連携、現場との連携を密にしながら取り組んでいきたいなど、関係機関との連携をさらに強化して、今までやってきたもの、それで満足するのではなくて、研究していくと。

これ予算的とのまた相談もありますけれども、今、サポーターを各学校に配置しております。もし、それぞれの学校の現状を踏まえて、やっぱりサポーターが1人でも2人でも多いほうが、子供たちにとっても保護者にとっても、教育の現場にとっても助かるわけですので、その支援もできるかどうかということも含めて、教育委員会としては検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（白石 洋君） 3番議員、よろしいですか。

3番議員の再々質問を許します。

○3番（附田俊仁君） 今、教育長が、発達障害について七戸町が進んでいるという発言ですが、それは大きな誤解です。残念ながら七戸町が進んでいるとは到底言える状況ではありません。それはほかの地域の先進地域の事例とかを十分考慮されて、私が今ここで言った言葉の意味をかみしめてほしいと思います。結局マンパワーなのですけれども、量も確かに必要なのですけれども、その教える側の質というものが非常に問われる案件なのです。ですので、要はかかわる方々のスクールサポーターでも支援員の増員やら、巡回相談員の増員というふうにおっしゃってございましたけれども、これを全体的なコーディネーター、コントロールするセクションは部署はどこなのですかという、事務局だったり予算だったりというものがしっかり裏づけとしてなければ、いくら教育長がそうやっておっしゃったところで物事は動かないですよ。会議一つ開くのだって、1万円、2万円かかります、黙って。その辺の予算立てをぜひ来年度の予算にしっかり盛り込んで、この問題をしっかり我々の自身の問題として受けとめて進んでいきたいなと思います。他地区から見ると、ここの上十三地域のこの発達障害に関する取り組みはどうなっているのだって、空白地帯というふうに言われています、残念ながら。そういう現実があるのですよ。なので、もう一度、ほかの地域の取り組みをしっかりと見ていただきたいというふうに思います。教育長は要望で終わりますので。

健康福祉課長に再度質問するのですが、保健師の方々が例えば軽度な発達障害というふうな形でおっしゃいましたけれども、広汎性発達障害の診断側の状態がわからないという、イコールそういうことなのですよ。保健師さんなり特別支援学級の担当の先生方で、そういう専門の知識を指導されている方々とか、あと臨床技師さんとか、あとは特別養護学校、ここの地域特別養護学校、市内養護学校もありますので、そこの先生方に例えば、5歳児、3歳児のふだんの様子を保護者の方々と一緒に見てもらうとか、そういう取り組みもありだと思えるのです。それをするためには、要は所轄する部署が違いますものから、いち早く県のほうとの連携を手を挙げて、こういうことで取り組みたいと思うということがまず一発目にあって、初めて七戸養護学校さんとかにも声をかけられるという状態をつくれると思うので、そこら辺のまず旗揚げをしっかりとやっていきたい、いってほしいなと思います。あと保健師さん、結局発達障害の判定を伝えるのが、一保健師さんが今やっているのが現状なのですけれども、それでは保健師さんの肩の荷が重過ぎるわけですよ。なので、そこはやっぱりチームをつくって、その保健師さんさえもフォローする心が折れないようにしてあげるといふ仕組みづくり、体制づくりというものがまずはないことには、この問題には取り組んでいけないという形と思いますので、その辺の取り組みを、まだ9月ですので来年の3月までに、同じく予算計上組んでみていただければと思います。要望であります。

○議長（白石 洋君） 要望でいいですね。はい、わかりました。

これをもって、附田俊仁君の質問を終わります。

次に、通告第5号、5番瀬川左一君、発言を許します。

○5番（瀬川左一君） 瀬川左一です。皆さん、こんにちは。

心配された台風も何の影響もなく、秋祭りも盛況のうちに終わることができました。本当におめでとうございませう。地域の住民が一体となって、汗と感動の涙を流す姿は大変美しく、伝統行事としていつまでも頑張ってもらいたいと思います。それでは、私は、一等三角点について質問させていただきます。

さて、数年前、ちょうど新幹線の駅の工事が始まろうとしたころでした。私のところに国土地理院の方が尋ねてきました。その理由は、私の畑の中にとっても邪魔なところに三角点がありました。私は役場のほうに動かすことができないのかお願いをしておりました。鍛冶林にある三角点は、私は子供ころから祖母から、大変大事なものだと言われていました。耕すときもトラクターで引っかけないように気をつけてきました。国土地理院の方がおっしゃるには、これが明治時代に日本で初めての精密な地図をつくるために設置されたということがわかりました。しかも、同じようなものが今の新幹線の駅前にある一等三角点であります。鍛冶林と荒熊内の約5キロを1本の鉄のレールを敷いて、屋根をかけて日の当たらないように温度もプラマイ2度で設定して測ったそうです。国土地理院の方が明治33年につくられて、初めてカプセルを開きますから、ぜひ見に来てくださいと言われました。上の御影石は飾り石であって、地下に1メートル50ぐらいのコンクリートで

立派な土台がつくられ、さらに二重の土台があり、柱のようなものの中に鉛筆を立てたくらいの真鍮の三角点がありました。

その後、測量をしたら、明治の時代の三角点と今の三角点は11ミリから12ミリの違いしかないと、今が正しいか、昔が正しいか、私たちもわからないくらいでしたと、そう説明を聞きました。今は20メートルぐらい離れたところに役場の水道貯水池があるところに設置されております。

新幹線の駅前にあった三角点は駅の公園に設置されたそうです。全国で14カ所、この基点は東北では山形に1カ所、我が町に1カ所、鶴見平基線と呼ばれています。2年ほど前剣岳という映画が公開されました。当時、三角点を設置した陸地測量部が鶴見岳に大変な犠牲を払いながらも、プライドをかけて一等三角点を設置するという話でした。その後も、鍛冶林の三角点にたまたま記念する人たちが訪れのを私が見ておりました。映画で有名になったということであると思います。

日本にはこれまでに、幕末伊能忠敬が日本の海岸を歩いて測量した地図しかありませんでした。明治時代に今の光もなければコンピューターもないときにつくられた地図は、今が正しいか、明治が正しいかわからないほど正確だそうですと説明を私は国土地理院の人に受けました。そのことは日本の産業の近代化に大きな役割を果たしたもので、当時の牧場の道路の一部がこうした形の中で、道路として残っているそうです。いわゆる近代化遺産として当時の価値のあるものだと思います。

文化庁では、文化遺産、近代化産業交通土木として分離されていますが、県と協力して、これから登記申請をしてはいかがでしょうか。日本の近代化に大きな役割を果たした鶴見平基線を保護しなければなりません。観光資源として活用も考えられます。町のほうではそうした考えがないかお尋ねします。

これで私の質問を、壇上から終わらせていただきます。

○議長（白石 洋君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 瀬川議員の御質問にお答えいたします。

一等三角点及び鶴見平基線の近代化遺産登録申請についてという内容であります。

私から、鶴見平基線の観光資源化にかかわる部分についてお答えをいたします。

日本の本格的な測量の始まりは、これは全国に14カ所設けた三角測量のもとになる最初の一辺いわゆる基線の距離を測量し、そこから三角網を形成し、山頂にある三角点に経緯度を与えるものであったということでもあります。

この基線となった東側を東端、西側を西端とし、三角点の始まりであることから、一等三角点と称されているということでもあります。

御質問のとおり、町には荒熊内地区に東端、鍛冶林地区に西端を持つ明治31年日本で10番目に設置された鶴見平基線という三角点があり、これは北東北及び北海道の基線となる非常に歴史のある三角点ということで、これを尋ねてこられる方もいるようであります。

ところが、この荒熊内地区にある東端は、現在の新幹線南駅前広場に位置していたため、新駅周辺の整備に支障となることから、その移設について平成19年より国土地理院と協議を重ねたという経緯があります。

国土地理院としても東北の測量における歴史ある三角点ということで、駅前にモニュメントなどを設置できないか検討されたようであり、町も要望いたしました。残念ながらそれには至らず、平成22年10月、駅前公園にその先端である地上標のみ、御影石の石です、それが移設され、三角点の地下にあった本点は、非常に貴重なものであることから国土地理院において保管されていると聞いております。

このように、駅前公園に移設された三角点東端は先端のみであることから、三角点としての機能は失いましたが、地上標はそのまま残され、歴史を感じさせる一等三角点東端となっております。

この測量の歴史を感じさせる三角点を大切に保管し、広くこの三角点の歴史を伝えていくため、公園内にモニュメントなどを設置も将来的には検討しなければならないと考えておりましたが、新幹線建設工事関連の施工業者から鶴見平基線に関するモニュメントの寄贈の話をいただいております。年内に設置される予定ということになっております。御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（白石 洋君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（倉本 貢君） 瀬川議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは、近代化遺産登録申請にかかわる部分についてお答えいたします。

鶴見平基線にかかわる一等三角点を近代化遺産としてはどうかということですが、近代化遺産登録の制度は、国家や社会の近代化に関する文化遺産で、幕末から第二次世界大戦期までの間に建設され、日本の近代化に貢献した産業・交通・土木に係る建造物と定義されております。

具体的に申しますと、製鉄所、造船所、製糸工場などの工場設備や、機械、橋、ダム、トンネル、発電所、鉄道などの建造物、さらに河川施設や港湾施設など、幕末以降の日本の近代化を支えた総体を文化遺産としてとらえております。

確認のため青森県文化財保護課に問い合わせしたところ、いわゆる定義とされているところの建造物には当たらないということから、近代化遺産の対象には該当しないという回答でありましたので、御理解いただきますようお願い申し上げて、答弁いたします。

○議長（白石 洋君） 5番議員、よろしいでしょうか。

5番議員の再質問を許します。

○5番（瀬川左一君） 私は今、国土地理院のことで話しましたが、非常に教育長のほうから、ちょっとそこまでも勉強していませんでしたので、幕末といえばそういうふうなものは該当に当たらないということで、でも残念です。規定がありますので、これはとても残念でした。でも、国土地理院からこういうふうな資料を大分、明治時代の資料がたくさん

さん私のところに、今何枚かあるこの中にすべてだと思いますが、当時、協力した人たちから、宿から、すべてが入っておりますので、表に書かれた明治15年の相模原基点から明治44年の沖縄基線まで、14カ所を設けてやったということで、この中身は鶴児平の写真もみな載っておりますので、町としても観光資源として、今まで町民が多分知らなくて何のパンフレットにも載っていないものだと思いますが、こういうふうなのを展示することによって、このすばらしさというのが昔の技術力。私もそれを聞いたとき感動しました。何もない手作業のときに、こういうふうな今の地図と合わせて何十ミリしか違わない、現地に行って十何センチしか違わないということを聞かされたときには、その昔の技術の正確さに驚きましたので、ぜひ町でもこういうふうなのを観光として、やっぱり興味のある人もたくさんあると思いますので、町の観光資源としてそんなに金もかからないと思いますので、だれでも見れるように、駅の一部にでもこういうふうな資料を置いて公園のところにもそういうふうな設置場所があるのだということを報告して、宣伝していただければ、ちょうど駅にも当たりますので、また駅前にもそういう点がありましたということとを、そしてまた、東北にもたった2カ所しかない、この新幹線の駅前にそういう点がありましたということで、皆さんに宣伝することも観光の資源の一つだと思いますので、今後またそういうことでもよろしく願います。答弁は要りません。

○議長（白石 洋君） それでは、5番議員、よろしいですね。

○5番（瀬川左一君） はい。

○議長（白石 洋君） それでは、これをもって、瀬川左一君の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終結いたします

大変失礼をいたしました。先ほど質問をいたしました、4番の佐々木議員に対して、町長から訂正の答弁をしないと、こういう申し出がございましたので、町長に答弁をいたさせます。

町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 佐々木議員の御質問の中で、バイオマスエネルギーの関係で、町の町内の山林の面積が30%と私申し上げましたが、総面積の65%が山林ということがありました。改めておわびを申し上げて、訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（白石 洋君） よろしいですね。

それでは、以上をもって一般質問を終結いたします。

○散会宣告

○議長（白石 洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたします。

なお、9月9日の本会議は、午前10時に再開します。

本席から告知します。

本日は、これで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 2時45分